

令和5年度 第3回（第16回） 鎌倉市市民活動推進委員会 議事録概要版

- 日時 令和5年（2023年）11月20日（月） 18：00～20：30
- 場所 鎌倉市役所 第三分庁舎 講堂
- 出席委員 原田委員長、土屋副委員長、東樹委員、西畑委員、曾根委員、中井委員、水澤委員、山口委員、加茂委員（以上委員9名出席）
- 事務局 市民防災部：瀧澤次長、本多、小池
- 傍聴者 1名

【報告事項】

つながる鎌倉エール事業の報告について

- 令和5年度協働コース選考結果
- 令和4年度スタートアップコース事業報告
- ✚ 質疑なし

【議題】

1 つながる鎌倉エール事業の見直し（新要綱、新選考基準等）

＜全コース共通＞

- ✚ 「状況確認・調査」という項目は、採択された事業に万が一不適切な問題がある場合に聞き取りを実施するための根拠として、これまで明記されていなかった項目を設けた規定であるという認識を共有した。
- ✚ 採択された事業について事務局が見学していないことへの指摘と、それに対しては委員が行うべきとの意見があった。

＜スタートアップコース＞

- ✚ 審査基準案から「熱意・情熱・意欲」を削除することで合意した。
- ✚ 審査基準案の「継続性・発展性・将来性」と「先駆性・専門性」について、それぞれを細分化するか否かの議論が交わされたが、スタートアップコースの特性を考慮すると、選考基準が厳格化してしまうことにもなるため、現状の基準のまま運用することとした。
- ✚ 審査基準案の「公益性」については、公益性を損なう事業が多く提案されている場合には配点を高くすることも考えられるものの、現状ではネガティブチェックとしての役割として運用し、問題が起きたときに修正を行うものとする。

<協働コース>

- ✚ 審査基準案の「事業の必要性」-「その解決が広く求められているか」という文言の「広く」という言葉について、一般に共有されていない課題も重要なこともあるという指摘のもと、削除することが検討された。
- ✚ また、協働で実施することを前提として事業の必要性を考えたとき、協働に相応しい事業とは、重要性は高いが、緊急性はそこまで高くないと考えられるという意見や、緊急性の高い事業は行政が担うべき範囲の事業であると意見があった。
- ✚ 一方で、行政だけでは判断に時間のかかる場合でも、協働のときには団体の柔軟性を活かした素早い対応が利点であるため、緊急性に関しては、実施する事業によって異なる。
- ✚ 以上の議論から、「事業の必要性」について、協働で取り組む事業の性質として、見えない課題を顕在化するような場合は緊急性との関係は薄いと考えられることから、評価の視点をそのまま「事業の必要性が認められるか」とし、審査においてその都度しっかり議論することとされた。
- ✚ 審査基準案の「団体の実施能力」について、団体の実施能力だけを求めるのではなく、担当課も一緒に臨むという意味を確認する内容へと見直し、「協働の実施体制」として団体・担当課双方の協働する体制が整っているかを審査する項目とする。
- ✚ 合わせて、審査基準案の「事業の実現性」の「手法」について、こちらの内容が団体の実施能力を審査する項目に近いと、この項目で実施能力を確認することとする。
- ✚ 実施年度に他の補助を受けている団体が対象外となる理由としては、以下の例のとおり。

例：エール事業に応募しようとしている A 事業と、他からの補助を受ける B 事業が予算上完全に切り分けられている場合に、A 事業について申請可能とするか否かは、A・B 両事業が性質上同一のものではないことを判断するための根拠を明確に示すことができないことから、「団体として別の補助を受けていないか」を基準として判断し、A 事業についても現時点では対象外とする。
- ✚ 協働コースの予算規模は、県域事業における協働事業の負担金の規模からすると小さく、団体規模が小さく、法人でない団体からも申請があることが想定されることから、明確に別の事業であると判断するための材料がないことから現段階では同じ団体から提出された事業は一つの事業として扱うものの、今後要望が多い場合には修正も考えられる。

<新コース>

- ✚ 制度設立の趣旨として、「市民自治の推進」であることを全員で共有。
- ✚ 対象事業の趣旨は、将来の目標を明確にしていることや、地域内の相互協力を促進させる事業であることとなっており、多くの人が地域を支えていくように促せるかを大切にすること全員で共有。
- ✚ 事業実施後の評価の指標としては、イベントの来場者といった数値ではなく、どれだけその事業の担い手が増加したかといった点が重要である。
- ✚ 事業実施前の段階から、事業に参画してもらいたい対象にある程度目星を付けることが求められることや、実施後の報告会に交流の機能を持たせることが必要であるとの意見があった。
- ✚ 審査基準案の「継続性・発展性・将来性」について、「継続性」の部分と「発展性・将来性」を別の項目にするか否かの議論が交わされ、「将来性」については「事業内容」として評価し、「継続性・発展性」では、将来的に有意義な事業となり得るかという評価を行うことで一致した。
- ✚ 審査基準案の「事業提案の実現性」-「提案事業に具体性があり、計画通り実施することが期待できるか」について、この項目で評価する内容は、実施する事業においてどのように活動者の参画や連携ができるかといった「手法の妥当性」の視点であるならば、「事業内容」の評価の視点として設けられるべきと議論され、「事業内容」の評価の視点をより強調する表現に見直すこととした。
- ✚ 同項目の視点の二つ目「課題を解決するために適切な手段であるか」については、このまま残すこととされた。
- ✚ 審査基準案全体を通じて、事業の内容そのものに対する評価と、事業をどのように進めるか（参画を図れるか）という二つの視点があり、二重規範となってしまおうという指摘がなされ、どちらが評価の軸となるかについて議論された。
- ✚ 第一義的には事業内容自体に対しての評価であるものの、市民自治を推進するという趣旨からすると、事業実施の過程で付随的に発生する地域住民の参画についても重要であるとの指摘があり、「事業内容」の項目を5点から 10 点へと見直すことで、この項目が重要であることを審査基準で示すこととした。
- ✚ スタートアップコースとの違いに関しては、互いに異なる設立趣旨であることを明確に示し、安定した制度運用のために、スタートアップコースは一般財源で成立させることが望ましいとの意見が共有され、一致した。
- ✚ 申請回数・金額について、複数回の申請・採択を可能とすることに関しては一致し、2回目以降の審査について議論となった。2回目の審査について、採択の難易度が上がるという意見と下がるという意見が交わされたが、最終的には、審査の経験を有していることや課題が明確になっていることから難易度は下がるとの意見で一致した。
- ✚ また、2回目以降の採択を目指す団体のみの審査ではなく、新規の団体と同じ審査を受けることで一致した。
- ✚ 申請回数(採択の回数)・金額については、予算規模や幅広い団体への支援という観点から、2回まで、金額は2分の1とすることで合意された。
- ✚ 名称については、基金を活用することについて協調すべきとの意見が交わされ、次回の委員会にて事務局案をいくつか示し、その際に確定させることとなった。

2 委託ガイドラインの検討結果の報告と今後の進め方について

- ✚ 事務局から、委託ガイドラインの策定をしない理由について、①公正の確保、②経済性の確保、③参加の機会の均等の観点から、市民活動団体に対して随意契約を担保するガイドラインは違法であること、また、他自治体の委託ガイドラインをみると契約の実効性のある事例が存在しないためと説明された。
- ✚ 代替案として今後の目的を、「市民活動団体への発注機会を増やすための職員の意識改革を促し、具体的な契約方法を周知する」、「受注機会を増やすために、団体側が市からの受注を受けるための手法や流れなどを周知する」ことへと軌道修正し、①職員の意識改革を促すための周知資料を作成すること、②市民活動団体の契約先リストを作成すること、③市民活動団体向けに HP や周知資料を整備する方針とし、具体的な議論は次回の委員会で行なわれることとなった。

3 鎌倉市市民活動センターの利用登録基準について

- ✚ 事務局から、前回の委員会での議論を確認し、指定管理者と調整を行った結果について説明された。登録基準はこれまでの登録基準(つながる鎌倉条例の「市民活動」に当てはまるもの)で運用すること、登録時にはヒアリングを行うこと、令和6年1月を目安に運用を開始すること等について合意されたと報告された。